

平成 22 年 4 月 9 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18500497

研究課題名（和文） 19世紀ドイツの国境地域における体操協会の市民的共同に関する研究

研究課題名（英文） Research on the civic cooperation of *Turnverein* in the surrounding area in Germany in the 19th century

研究代表者

有賀 郁敏（ARUGA IKUTOSHI）

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：30247803

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、19世紀のドイツ国境地域（主として西南ドイツ）における体操協会の市民的共同の内実を解明することにある。

本研究では、主に以下の研究成果をえた。

第1に、西南ドイツにおける協会組織（体操協会、合唱協会など）の性格と役割を類型化したことである。

第2に、体操協会を媒介に法制度を含む国家・地方行政（権力）と民衆とのせめぎあい、緊張関係を実証したことである。

第3に、ドイツ国境地域あるいは国外で活動する人物の経歴や体操協会の活動実態を概観したことである。

なお、本研究のプロセスで各種文書館に所蔵されている第1次史料の発見と収集、そしてドイツ人研究者との交流の促進があったことを付記しておく。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to elucidate the situation of the civic cooperation of *Turnverein* in the surrounding area in Germany (especially, the southwest Germany) in the 19th century.

The results in this research are as follows.

The first, Pattern of character and role of Association (*Turnverein*, *Sängerverein* etc.) in the southwest Germany in the 19th century.

The second, Historical proof of the strained relations between the people, who belong to *Turnverein*, and the power of Nation-state or local government by legal system.

The third, General view of the career of the person, who was connected with Turnen, and the various activities of *Turnverein* in surrounding area in Germany or foreign countries.

In addition, Discovery and collection of historical materials, which are possessed to archives, and Development of interchange with German historical Scientists.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,400,000		1,400,000
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	630,000	4,130,000

研究分野：スポーツ科学

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 ・ スポーツ科学

キーワード：ドイツ、国境地域、体操協会、市民的共同、社会的規律化、社会国家

### 1. 研究開始当初の背景

本研究者は本研究を開始する前に、科学研究費補助金を活用して、本研究と関連する研究対象に取り組んできた。「近代ドイツの体操協会にみる市民参加と相互扶助に関する研究」(基盤研究C：平成14年度～平成16年度)がそれである。かかる研究では、近代ドイツにおける協会組織、とりわけトゥルネン協会(体操協会)の性格と機能を、その「市民参加」と「相互扶助」の実態に着目して分析している。

当研究の特徴を簡潔に記せば、前近代のコーポラティブ(共同体的、職能団体的)な団体的・身分的性格から近代の新たなアソシエーションの成立として協会組織を性格づけてきた従前の研究に対して、前近代(伝統)

近代といった2分法的解釈では説明できない、協会組織の相互浸透的な性格と活動を具体的な史実に照らして浮き彫りにした点である。ドイツの体操協会史研究にしばしば見受けられた近代における結社、あるいは近代のナショナリズムと結びついた結社といった評価を再考する点で、この研究は学問的な意義を持っている。

とはいえ、上記研究はドイツにおける地域偏差を十分に考慮したものとはなっておらず、フェデラリズムを基本とするドイツの協会組織の状況を分析するためには、地域を分節化し、研究対象地域を定めていく必要がある。

本研究はこのような問題意識を踏まえ、主として19世紀前半のドイツの国境地域(西南ドイツなど)に焦点をあて、そこでの協会組織の状況を説明しようとしたものである。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツ国境地域における体操協会の市民的共同活動のありようを説明することにある。研究対象時期は、主として19世紀に設定している。19世紀ドイツは、社会のなかで様々な協会組織が創設され、これら協会組織がドイツ市民社会を下支えしていく、いわば結社の時代でもある。体操協会もその重要な一翼を担うことはいうまでもない。19世紀を通じて体操協会は、ほぼドイツ全域において設立されるが、たとえばスイス、フランスとの国境を接する西南ドイツにおける体操協会の状況(人的ネットワーク形成、協会組織間の連携など)に関しては、それがドイツの体操協会史において重要な

意味をもっているにもかかわらず、従前の研究では十全な考察とはなっていない。19世紀前半の体操協会設立の黎明期における人的交流を見ても、これら国境地域における体操協会の役割はきわめて大きい。

上記の問題意識を踏まえ、研究目的をより具体的に記せば以下のとおりである。

第1に、ドイツ国境地域(さしあたり西南ドイツ)の体操協会に付与された組織的な性格(役割と機能)を解明することである。この点に関しては、いわゆる三月前期

(Vormärz)の協会組織全般の考察も欠かさないが、体操協会の担い手の分析も必要である。加えて、初期トゥルネンの中心地であったベルリンなど北部ドイツ(プロイセン)における協会組織との差異と関連も視野に入れておくべきである。

第2に、体操協会を媒介に会員(民衆)と地方行政あるいは領邦国家(ある種の権力)で交わされる関係、すなわちそれぞれの領域間の相互浸透、せめぎあいの関係を実証することである。その場合、1で記した伝統と近代の相互浸透の視点に加えて、自己規律化を通じた秩序化過程を会員の啓蒙・教育・陶冶の実態を視野に入れておくことが大切である。

第3に、西南ドイツともネットワークを持つ人物や組織によるドイツ国外で活動の実態を解明することである。本研究では、史料ならびに研究機関との関連で、スイスを軸に英国(ロンドン)での状況の一端も紹介している。

### 3. 研究の方法

本研究では、体操協会という結社(協会組織)に焦点があてられる。したがって、このような結社をどのような視角から分析するかは、研究方法上、最も重要なポイントとなる。本研究では、前述したように、19世紀の体操協会を伝統と近代の相互浸透過程においてとらえよとしており、またとりわけ近代以降の結社の分析に際しては、19世紀末から20世紀前半にかけて成立し、その後成熟し現代に至っているドイツの社会国家(福祉国家)との関係を意識して分析を進めている。この点に従前の体操協会史研究にはない方法的革新があると判断する。

前者、すなわち伝統と近代との相互浸透過程において体操協会をとらえるということは、旧体制の社団(ツンフト、イヌングなど)

的共同性と近代のアソシエーション的性格との相互浸透過程への着目を意味し、具体的には共同体的な相互扶助と近代的な自立を関連づけてとらえることである。このような研究方法は、伝統から近代への移行、あるいは近代の結社として体操協会を意味づけてきた歴史像の修正を必然化させる。

後者、すなわち社会国家との関連づけに関しては、体操協会における市民的共同の内実ともいべき自己責任と相互扶助の性格と機能が、国家的な社会政策と親和性を示す（下支えする）ことを意味する。なお、このような研究視角は現代のスポーツクラブをはじめNPOなどの自立的結社の分析に際しても重要であると判断する。

本研究は歴史研究の性格を強く持つことから、歴史研究の研究方法を援用している。

歴史研究においては研究課題の実証が不可欠であり、したがって実証を裏付けるための史料の活用が欠かせない。本研究ではドイツとスイス及びフランスとの関係について考察しているが、両国からの影響を最も強く受けた地域として、西南ドイツ＝バーデン・ヴュルテンベルク地方を研究対象として設定している。〔史料収集の成果に関しては、研究成果の箇所でも簡潔に記す。〕

当地方の体操協会における市民的共同を実証するための史料の所在に関しては国立・州立の文書館（史料館）での史料収集を行った。シュトゥットガルト国家中央文書館（Hauptstaatsarchiv）、ジグマリンゲン国家文書館（Staatsarchiv Sigmaringen）、カールスルーエ州中央文書館

（Generallandesarchiv Karlsruhe）、これら文書館では、体操協会を含む近代の協会組織（Vereinswesen）に関する史料が所蔵されており、体操協会と消防・救急隊に関する史料も発見でき、きわめて大きな研究成果が得られた。また、テュービンゲン、ロイトリンゲン、ハイルブロン、ウルムなどの個々の都市に設立された体操協会の規約類に関しては、市文書館（Stadtarchiv）で収集した。これら市文書館のいくつかについては、第2次世界大戦の戦火による史料の消失といった残念な史料実態も残存しているが、郷土史家や協会所属の歴史研究者などの粘り強い歴史の掘り起こしを通じて、史実の再現が試みられており、その成果は、たとえば各都市の体操協会100周年誌、150周年誌として出版されている。本研究においては、これら協会の記念誌類も資料として活用した。

専攻研究の検討をかねた大学図書館、あるいは大学史料館における史料収集も重要である。本研究では、主にスイス、西南ドイツ地方の体操協会の状況を論じる観点から、テュービンゲン大学図書館、大学史料館（Universitätsarchiv Tübingen）の体操協会

関連史料を収集している。また、西南ドイツの体操協会の歴史研究の第一人者、ミュンスター大学スポーツ科学インスティテュート長のミヒャエル・クルーガー教授を通じて、ミュンスター大学スポーツ科学インスティテュート図書館の文献・史料の収集も行った。

#### 4. 研究成果

##### （1）史実の解明（論文発表、翻訳など）

本研究の成果は、「5. 主な発表論文等」の箇所でも記している論文等で社会化（発表）している。ここでは、「2. 研究の目的」で記した点との関連で簡潔にまとめておきたい。

第1に、スイス、フランスと隣接する西南ドイツにおける協会組織（体操協会、合唱協会など）の性格と役割を類型化したことである。この点は日本のみならず、ドイツにおける体操協会史研究に欠落されがちな重要な論点の一つであり、主に【共著1】所収の論文の中で論述されている。

本研究ではTh. ニッパード、L. ガル、D. ランゲヴィーシェ、C. リップ等のドイツ社会史家の研究を検討しつつ、協会運動黎明期の体操協会にも見られた市民的共同の性格を概略的に示した（体操協会の固有な実態に関しては後述）。

具体的に示せば、一つには19世紀前半の協会組織（アソシエーション）には複層性が見られる点である。つまり、階級・身分、地域特性、国家との関係からみた協会運動の複層性である。北部ドイツとの対比において西南ドイツの協会組織運動が、ある種の「階級なき市民社会」としての様相を示した根拠は、教養市民層、手工業職人、商人など階層横断的な会員構成、フランスと距離（の近さ）そして身体運動に対する国家の一定の了解の事実を指摘しておかなくてはならない。

とはいえ、ゆるやかな階層的な差異、また領邦国家（権力）との関係でアソシエーションをさらに分節化できることである。これが二つ目のポイントである。つまり、私的（プライベートな）な社交的・サロンの協会（博物館協会等：国家のエリート層）、半国家的機能を有する協会（一般慈善協会等：市民層上層）、そして会員の自立的な共同と平等を重視する協会（合唱協会、体操協会：中小市民層）である。本研究の対象は、主として市民的共同としての特質がもっとも明確といえる最後の協会組織ということになるが、しかし上述の協会組織の性格や機能が相互浸透する面も見逃してはならない。

したがって、三つには体操協会等、本来の協会組織運動には、教育的・社会政策的な性格・機能な内在している点である。たとえば、体操協会、合唱協会の中には「市民の自己責任における洗練された公共圏」を重視してい

るものがあるが、この点は運動における下層市民（民衆）に対する啓蒙的・教育的（場合によっては敵対的）な側面を端的に示している。体操や合唱技術の高度化は、会員として相応しい「洗練された」人格形成とセットになっている。市民的共同、会員間の平等といった19世紀前半の西南ドイツの協会組織の特徴を論じる場合、一方で前近代のコーポラティブな職能団体に特徴的な相互扶助の性格とともに、他方で自立的な個（会員）として相応しい資質（洗練された人格）といった市民性の獲得も同居している点に着目したい。

ところで、W・アイヘルら旧東独のスポーツ史が三月前期の体操協会の性格を、国家との距離（イデオロギー）を基軸に分類してしまった点に関しては、すでに多くのスポーツ史家によって、その政治性（党派性）に対する批判がなされてきた。本研究では旧東独スポーツ史家の研究方法上の問題点を踏まえつつも、それを検討抜きに断罪するのではなく、彼らがこだわってきた政治性に還元されない協会組織の市民的共同に内在している後の社会国家を下支えと化した社会政策的な機能をも浮き彫りにしようと試みている。

第2に体操協会を媒介にして、民衆と法制度を梃子にした国家・地方行政（権力）とのせめぎあい、緊張関係を実証したことである。この点は、主として【共著2】所収の論文で論じられているが、第1で概括的に論じた西南ドイツにおける協会組織の性格や機能を踏まえ、本研究の主たる研究対象である体操協会を焦点化している。

19世紀前半のドイツの体操協会の汎都市・領邦的な祭典の中心地が西南ドイツであったことは従前の研究でも指摘されてきた。しかし、なぜ西南ドイツなのか、隣接国（スイスなど）との関係はどうであったのか、国家・地方権力と対峙すべき体操協会内部の教育的機能＝秩序化過程はいかなるものであったのか、その場合、市民的共同のありようはどのようなものであるか、については課題として必ずしも明確に位置づけられてこなかった。

西南ドイツは1830年のフランス7月革命の影響を受けたが、バーデン、ヴュルテンベルクは人的交流＝思想・情報の流通の面で地理的に近接している。カールスバートの決議以降の亡命者の重要な避難地の一つがスイスであったことは体操協会活動の展開にとっても無関係ではない。このような地域的な特質は、7月革命等の影響を受けたりベラリストあるいは急進デモクラートと後に設立される体操協会との関係を生み出す根拠ともなっている。

上記の点を踏まえ、19世紀の40年代の体操協会における市民的共同の実態を解明す

れば以下のように総括することができるように思われる。

一つは、協会組織運動のある種の「脱政治化」が進行する中で体操協会の黎明期を迎えたことである。この点は法制度面に鮮明に現れており、具体的には協会組織がカールスバートの決議、そしてフランス7月革命の影響を受けた市民運動（たとえばハンバハ祭：1832年5月）を取り締まるべく発令されたドイツ連邦決議（たとえば、「公的な安寧と法的秩序保持に関する措置」：1832年7月）を前提に活動しなくてはならなかったことである。警察権力の監視強化を必然的にもなう、これら規定類の発動は、確かに政治から自立した協会組織の純粹学問・文化的傾向を促した。しかし、それは協会組織における政治との絶対的な分離を意味するのではなく、とりわけ1840年代の後半以降、これら学問・文化的な存在とされる協会組織の擬似政治化（カモフラージュ化）が目立ってくる。体操協会は合唱協会と比較して、この擬似政治的な性格が強いといえる。この点は日常の協会活動よりも、非日常的なハレの舞台で展開される祝祭（祭典）の場において、より強く現れるが、その理由としては祝祭空間で繰り広げられる民衆の精神の燃焼や騒擾が、時として日常の安寧・秩序を揺さぶるからである。

本研究では、文書館の1次史料を手がかりに、1846年に西南ドイツのハイルブロン市で開催された第1回ドイツ体操祭の開催と運営をめぐる主催都市参事会、州のオーバーアムトそして王国内務省で交わされた情報交換の内容を解明したが、その頻繁なやりとりからは西南ドイツ急進デモクラートの政治的な扇動活動とともに、多数の民衆の騒擾も反秩序的な行動として警戒されていたことが読み取れる。なお、同祭典ではスイスのシュピースとユダヤ人のエレによる宗派对立も浮き彫りになっている。

二つには、このような協会組織の脱政治化と擬似政治化が生じてくる時代状況下において、体操協会の内部に自己規律化の網の目（社会的自己調整メカニズム）が張りめぐらされてくることである。この点は体操協会の市民共同の内実を評価するうえで極めて重要な論点である。西南ドイツの場合、1848/49年革命拠点の一つということもあり、反体制的急進デモクラートのイニシアティブの先鋭化は、権力による管理や統制の必然性を物語るものであり、本研究では、それが国家・州権力のみならず体操協会の自己規律化＝社会的自己調整の仕組みとしても現れていた点に着目している。

たとえば、「品行方正」な遍歴職人会員に対する各種支援、都市の消防・救援活動といった体操協会の市民的共同や相互扶助は、会

員を陶冶・規律化し、もはやツンフトなどの伝統的安全システムでは提供しえない福祉を保障するが、大切な点はそれが自由な結社（＝体操協会）によってなされるという事実である。この場合の社会的規律化は、法制度あるいは国家権力といった「上から」の強力な秩序化過程というより、自己管理、相互扶助、民主的参加を重視する社会内部の協会組織の主導下で行われている。

三つ目は、主として19世紀以降に顕在化する国民国家的なナショナリズムが、市民的共同を媒介にしながら体操協会にも登場してきたことである。端的な事例は、デンマークと国境をなすシュレスヴィヒ・ホルシュタインの体操協会に対する同胞・連帯意識の亢進であり、前述したハイルブロン市の体操祭でも、体操家の演説等を通じて参加者の共通認識となっている。協会組織の市民的共同はこの局面において、ナショナリズムに強く刻印されている。本研究では、史料の制約がシュレスヴィヒ・ホルシュタイン地域における体操協会の実態を十分に解明できなかったが、上述の体操協会に見られる社会的規律化の性格が後の社会国家の基盤を形成したように、対外的緊張関係の高まりが、ヤーンの時代とは異なる様相で、協会に集った民衆を国家へと接合させていくメカニズムが見えてくるのである。

第3に、ドイツ国境地域あるいは国外で活動する人物の経歴や体操協会の活動実態について概観した。この点は、主に【単独訳1】【単独訳2】において論じられている。

【単独訳1】において研究対象となっている中心的人物はK.フェルカー(Karl Völker)である。この人物はヤーンの弟子にして初期トゥルネンの代表的な普及者の一人であり、トゥルネン禁止(1820年)以前に西南ドイツのチュービンゲンで体操場を設け、そして体操規則も策定した。フェルカーはカールスバートの決議の影響で国外亡命を余儀なくされたが、その後の消息に関しては従前の研究では断片的にしか論じられてこなかった。M.クリューガーは、サンガレンの公文書館に所蔵されていたフェルカーの回想録を手がかりに、スイス、ロンドンでのフェルカーの足跡を追っている。

この翻訳を通じて明らかになった点は、チュービンゲンの体操規則を作成し、学生・生徒のみならず市民層にもトゥルネン(体操)を普及しようとしていたフェルカーが、すでにドイツ帰国が許される状況にありながら、市民的共同を最もよく示すはずの1840年代以降の体操協会にほとんど関与しなかった点である。フェルカーは亡命先のロンドンで体操場を建設し、そこで民間の体操教室を営みながらも、市民的アソシエーションたる協会組織の結成へとはつきすすまなかった。テ

ュービンゲンのみならず西南ドイツの体操協会にあってフェルカーは、本来、オピニオンの存在であるにもかかわらず、その後の体操協会の歴史の舞台から消えてしまった理由の一端が明らかになったといえる。

【単独訳2】において、C.アイゼンベルクは、前述したフェルカーのロンドンの活動についても簡単に触れている。興味深い点は軍事システムを基軸とするクリアスの体操と民間の体操場を基盤とするフェルカーの体操をめぐるヘゲモニー闘争であり、広く市民をも視野に入れていたフェルカーの体操観をここでも読み取ることができる。

本研究との関連からすれば、アイゼンベルクがドイツトゥルネンの英国への伝播の挫折を論じる中で、1860年代の体操協会とロンドンの体操家との関係についても着目していることである。つまり、国民協会(Nationalverein)など自由主義者の集団とも関係を有していたドイツの体操協会の指導者たちが、ロンドンのドイツ人コロニーで活動する体操家たちに対して、労働者会員に対する高額な会費請求による事実上の排除を働きかけるなど、体操協会の普及、拡大にブレーキをかけていた事実である。市民的共同の観点からすれば、ロンドンの体操協会は、この段階で大衆的な広がり契機を失うことになったといつてよい。

## (2) 史料の収集

本研究では、主として西南ドイツにおける体操協会の市民的共同のありようを分析するために、各種文書館に所属されている史料を収集し、研究に活用した。以下、代表的な史料のみを記す。

【Hauptstaatsarchiv Stuttgart】(シュトゥットガルト国家中央文書館)

・Ministerium des Innern, E. 146, 147 (内務書史料), Bü 1946, Politische Verhältnisse, Turn-Vereine 1849-1854. (政治状況、体操協会 1840-1854年)

・Ministerium des Innern, E. 146, 147 (内務書史料), Bü 1946, Turnvereine, Turnfeste, Beteiligung an den revolutionären Bestrebungen. (体操協会、体操祭、革命運動への参加)

・Ministerium des Innern, E. 146, 147 (内務書史料), Bü 1947, Deutsche politische Flüchtlinge in der Schweiz. 1848-52. (スイスにおけるドイツ人政治亡命者 1848-52年)

【Generrallandesarchiv Karlsruhe】(カールスルーエ州中央文書館)

・Ministerium des Innern, (内務書史料), Abt. 235/8784, Polizei, enthaltend den Wochenberichte über das Turnfest in Coburg. (コーブルクの体操祭に関する警察週報)

【Staatsarchiv Sigmaringen】(ジグマリン  
グン国家文書館)

・E 177 I, Bü 2821, Vorschriften für die  
Bürgerwehr zu Stuttgart. (シュトゥットガ  
ルトの市民軍規則)

K. フェルカーの活動を含むテュービン  
ゲンの体操協会に関しては、テュービン  
ゲン大学史料館で収集した。

【Universitätsarchiv Tübingen】

・117/651, Turn-Ordning. (体操秩序規定)

また、M. クリュウガー教授の情報提供  
により、『スイス体操新聞』を入手した。

・Schweizerische Turnzeitung.

Nationalorgan für Pflege und Bildung des  
Leibes. 1859/1-. (スイス体操新聞。身体  
の育成と陶冶のための国民的機関紙)

### (3) 研究者との交流の促進

本研究を通じてドイツ人の体操協会研  
究者、歴史研究者などとの研究面での  
交流が進化した。ミュンスター大学ス  
ポーツ科学インスティテュート長の  
ミヒャエル・クルーガー教授とは史料  
収集上の情報交換のみならず、研究  
面での意見交換を行い、それらが研  
究成果にも反映している(氏の論文  
の翻訳、スイス・ベルンで開催され  
た第1回スイス歴史学会大会(2007  
年3月)でのスイスの体操協会に関  
する情報交換など)。また、フンボ  
ルト大学英国センター教授とは、氏  
の論文の翻訳とともにドイツの市民  
社会、市民層、市民的共同に関する  
意見交換を行った。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研  
究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

【共著 1】有賀郁敏「ドイツ初期協  
会運動の性格と役割 19世紀前半の  
西南ドイツを中心に」山本徳郎他  
監修、阿部生雄他編『多様な身体  
への目覚め 身体訓練の歴史に学  
ぶ』アイオーエム、2006年10月、  
278 - 301頁。

【共著 2】有賀郁敏「ドイツ初期  
トゥルネン協会運動における結社  
の自由をめぐる問題 結社、法制  
度、社会的自己調整メカニズム」  
阿部生雄監修、大熊廣明他編『体  
育・スポーツの近現代 歴史からの  
問いかけ』不昧堂出版、2010年3  
月、498 - 518頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

〔翻訳〕

【単独訳 1】ミヒャエル・クリュー  
ガー著「カール・フェルカーと英  
国におけるドイツトゥルネンの  
始まり」(Michael Krüger, Karl  
Völker und die Anfänge des  
deutschen Turnens in England.)『  
立命館産業社会論集』(発行:立  
命館大学産業社会学会)第44巻、  
第4号、2009年3月、159 - 174  
頁。

【単独訳 2】クリスティアーネ・  
アイゼンベルク著「英国における  
『ドイツのトゥルネン』ある文化  
伝播の挫折」(Cristiane Eisen  
berg, "Deutsches Turnen" in  
England : Das Scheitern eines  
Kulturtransfers.)『立命館産業  
社会論集』(発行:立命館大学産  
業社会学会)第45巻、第4号、  
2010年3月、145 - 163頁。

〔学会会報論文〕

【単著】有賀郁敏「結社研究をめ  
ぐる動向ドイツの事例から」『  
ひすぽ』(スポーツ史学会会報)  
No.68、2007年11月、2頁。

### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

有賀 郁敏 (ARUGA IKUTOSHI)

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号: 30247803